情報通信審議会　電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会（第51回）・

ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する

ワーキンググループ（第８回）合同会合

議事概要

１．日時：2026（令和８）年４月23日（木）17:00～18:58

２．場所：Web会議による開催

３．出席者：

（１）委員：

※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はワーキンググループ（WG）のみの構成員。無印は両会合兼任

大谷和子《ユニバ政策委》主査（株式会社日本総合研究所執行役員）

関口博正《ＷＧ》主査（神奈川大学経営学部教授）☆、

相田仁《ＷＧ》主査代理（東京大学特命教授）☆、

岡田羊祐委員（成城大学社会イノベーション学部教授）※、

藤井威生委員(電気通信大学先端ワイヤレス･コミュニケーション研究センター教授)、

春日教測専門委員（東洋大学経済学部教授)、

鎌田裕美専門委員（一橋大学大学院経営管理研究科教授）※、

砂田薫専門委員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、

長田三紀専門委員（情報通信消費者ネットワーク)、

三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）☆

（２）WGオブザーバ：

NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、

ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

（３）ヒアリング事業者等：

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、

沖縄県、鹿児島県三島村

（４）事務局（総務省）：

吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、

岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、

森田悠介基盤整備促進課企画官、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、

望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【事務局】

お世話になっております。事務局でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますよう、併せてお願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能など必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行は大谷主査にお願いしたいと存じます。大谷主査、よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

御案内ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。本日は最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討につきまして、多くの方にヒアリングを予定しております。株式会社NTTドコモ様、KDDI株式会社様、ソフトバンク株式会社様、楽天モバイル株式会社様、沖縄県様、鹿児島県三島村様、こちらの皆様にヒアリングを実施したいと思います。

まずは、各プレゼンテーションされる方、15分程度で御説明をお願いいたしております。その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきます。本日は時間が限られておりますので、大変恐縮なのですが、進行管理の観点から、残り時間５分、３分、ゼロ分の時点で事務局から合図を出させていただくということですので、その合図を見計らって発表を終了していただくようお願いいたします。

それでは、株式会社NTTドコモ様からの御説明をお願いいたします。御用意よろしいでしょうか。

【NTTドコモ】

大谷主査、ありがとうございます。NTTドコモの福山です。よろしくお願いいたします。本日はヒアリングの機会をいただきまして、ありがとうございます。資料１に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、次のページです。本資料では、これまでの本合同会合におい

て示されてきた第三次答申案の論点を踏まえまして、こちらに記載させていただいております３点について当社の考えを説明させていただきます。

まず、交付金制度見直しに係る検討の進め方について、総論的な考え方について申し上げます。当社は、第一種、第二種、いずれの負担金についても支援機関に納付する負担事業者でありまして、当該負担金については、受益する利用者に転嫁をさせていただいております。今後の交付金制度の見直しに当たっては、まず国民負担の観点、それから事業者としての対応コストの観点、この２点について十分配意した検討をお願いしたいと考えております。

具体的には、下の表にございますが、まず国民負担の観点について、当社のスマートフォン回線は原則１つの契約で、電話、ブロードバンドともに利用可能なため、当該回線に対し、第一種負担金、第二種負担金双方の負担を求めている状態です。電話、ブロードバンドの複数のユニバーサルサービス制度に対し、同一の利用者が負担しているという実態を踏まえまして、利用者１回線契約当たりの負担が過度にならないよう、負担金水準とのバランスに配意した制度検討を要望させていただきます。

また、事業者としての対応コストの観点についてです。制度検討の結果、今後、番号単価や回線単価の改定が生じる場合には、当社としても利用者への周知対応が必要となります。そのため、第一種交付金、第二種交付金制度の見直しの時期や負担金単価改定時期の集約等について配意した検討を要望いたします。

第三次答申案の論点整理に関する総論です。当社としましては、サービス提供実態や無線活用に関するこれまでの議論を踏まえまして、既存の交付金制度について適時適切に見直しを検討するという方向性に賛同いたします。一方、現時点では、制度見直しによる負担金の影響は必ずしも明確ではない状態ですので､本日は負担金影響の観点は除きまして、交付金制度設計の考え方を中心に意見を述べさせていただきたいと思います。

４ページ目になります。まず、電話のユニバーサルサービスに係る当社の考えです。当社の「homeでんわ」というサービスにつきましては、今後、電話のユニバーサルサービスに指定されるものと認識をしております。当該指定後は、区域内電気通信事業者として、効率的なサービスの確保に向けて取り組んでまいります。当社は、全国広範に整備したモバイルエリアを活用した付加的サービスとしてhomeでんわを提供しております。したがって、ユニバーサルサービスとしてhomeでんわを提供し、維持するコストは限定的であると考えております。

具体的にはこちらに記載させていただいておりますが、電波不感地に対する新たなモバイルエリアの整備については、携帯電話等エリア整備事業等の補助金制度を活用可能であること、それからモバイル網固定電話に対し、番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置の要件という要件を課さない制度が整備される見込みであることを踏まえますと、今後モバイル網固定電話の活用が主として想定される光未整備区域等においても、効率的にhomeでんわの提供が可能となる見込みと考えております。そのため、現時点では当社としては第一種交付金制度を活用する必要性は低く、第一種適格事業者としての申請は当面行わないという考えです。

現行の第一種交付金制度の見直しについて述べさせていただきます。まず、資料の（１）ですけれども、第一種交付金制度におけるベンチマークの在り方の見直しについてです。最終保障提供責務の導入などの新たなユニバーサルサービス制度の整備は、メタル設備の維持限界等の実態を踏まえたものと認識をしております。ベンチマークの在り方の見直しを検討することについても同じような趣旨と認識しておりまして、賛同いたします。また、電話のユニバーサルサービス制度の安定的な維持・運用の観点から、効率的にモバイル網固定電話等の無線サービスを活用することも重要と考えます。

続いて、（２）の電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討についてです。モバイル網固定電話の技術要件について、MNO各社の提供する現行サービスの要件を踏まえ、整理が進められているものと認識をしております。ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話の提供に係る交付金の算定方法については、今後、NTT東西による固定電話サービスの移行におけるワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話の活用方法が一定程度具体化された段階で検討することが適当と考えております。

第二種交付金制度における公設設備についてです。こちらに書いておりますとおり、法施行以前に譲受した設備、また、法施行日以降に整備され、その後、譲受した公設設備については、現行制度上、交付金による支援がないという前提で譲受されていると認識しています。一方で、仮に後発的な事象により、これらの現状交付金による支援がない公設設備を用いたブロードバンドサービスの提供に採算の悪化が見られ、ユニバーサルサービスの維持が困難となっているような場合等においては、一定の支援の必要性は理解いたします。本論点に関する制度の検討に当たっては、負担金とのバランスに配意した上で支援の要否、範囲を検討することが必要と考えます。

次に、大幅な赤字を理由とした特別支援区域についてです。採算性が極めて乏しい地域

においてブロードバンドユニバーサルサービスを継続的に確保するという観点から、前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とする考え方には賛同いたします。

次に、ページ番号８ページ目です。第二種交付金の交付の継続についてです。第二種適格電気通信事業者からの課題提起等を踏まえると、継続的に交付金が交付されないということは、ブロードバンド整備の阻害要因となり得ると認識をしているため、継続的に支援する仕組みを検討することについて賛同いたします。

支援区域の指定が解除される事例として、１者以下要件を満たさなくなることが考えられるところ、この要件は支援区域の指定に係る基本設計となっていることを踏まえると、支援の初年度から一定期間については交付を担保する等の措置を行うことが適当と考えます。他方で、支援区域の指定が解除された区域については、市場環境の変化により、黒字でブロードバンドユニバーサルサービスの提供が可能な場合には支援の継続は不要だろうと考えます。

続きまして９ページ目、今後新たに光ファイバを整備する区域に関する論点です。当社の意見の前提として、本論点は、例えば、法施行時点で整備率50%以上かつ１者提供の町字につきましては、一般支援区域または大幅な赤字の特別支援区域に該当する場合に、条件として､前事業年度の収支が赤字である場合のみに交付金による支援が受けられますが、当該町字におけるブロードバンド未整備区域において、新たに整備したブロードバンドユニバーサルサービスが赤字である場合に、前年度のFTTH収支によらずに当該赤字の支援を行うこと等に関わる検討と認識をしております。本論点については、現行制度の基本的枠組みを踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えております。

また、最終保障提供責務の導入により、未整備地域における提供主体の在り方に変化が見込まれることや、各地域において最も効率的にブロードバンドユニバーサルサービスを提供可能な事業者が、第二種適格電気通信事業者として参画することを促すことが国民負担の観点から必要と考えられることから、支援制度の在り方を含めた検討が必要と考えております。

最後、10スライド目となります。今後の制度運用に関する要望です。

１つ目、第二種負担金制度については、今後回線数報告、事業者間精算等の新たな実務が本格化する中で課題が顕在化する可能性もあると認識をしております。負担事業者の実務も踏まえ、負担事業者にとっても過度な負担なく運用できるように、継続的に第二種負担金制度の見直しを検討していただくことを要望いたします。

２つ目、最終保障提供責務への移行に当たっては、利用者への円滑な周知の観点から、事業者の実務対応期間にも十分配意いただくことを要望させていただきます。

以上で当社からの説明を終わります。ありがとうございました。

【大谷主査】

進行にも御協力いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、次は株式会社KDDI様にお願いしたいと思います。御準備よろしいでしょうか。

【KDDI】

KDDIの山本です。よろしくお願いします。お時間をいただきまして、ありがとうございます。本日の御説明ですけれども、最初に大きな視点、あるいは先々を見据えた制度設計の視点から入りまして、その後、各論、あるいは喫緊の課題という流れで御説明をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初にスライドの１を御覧ください。こちらが、大きな視点としての現状と課題でございます。

まず、現状、振り返りですけれども、ユニバーサルサービスの主役というのは交代しつつあると。2035年にメタルが維持限界を迎えるということで、アクセスが光もしくは無線に移行するという歴史的な転換期を迎えております。サービスとしての制度の主役も、現状は電話（１号）ではございますが、これからはブロードバンドの２号へという流れになります。

真ん中の課題でございますけれども、設備の世代交代を踏まえた交付金制度の必要性があるということです。2035年以降は、電話はブロードバンド・IP網による提供に移行、つまり電話というものはブロードバンドの１サービスの位置づけとなる、そういった交付金の制度へ移行することになると考えます。

一方、光の整備、特に採算性等の理由で未整備になっている157万世帯への整備をどうするかという課題が残っているわけでございますが、こちらにつきましては、光整備促進の新たな契機となり得る最終保障提供責務の導入によって交付金の増加、これは国民負担の増加にもなりますが、こういったことを念頭に置いた制度設計をしていく必要があろうかと考えます。

その課題解決に向けてのところでございますけれども、2035年のメタル維持限界以降を見据えた交付金制度の在り方としましては、現在、２本立てになっている交付金制度を、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度による補塡への一本化・整理統合が必要である。10年後、今後10年をかけてブロードバンド、これは電話を含むでございますけれども、電話を含むブロードバンドの交付金規模の適正水準を念頭に、シンプルな制度設計へ転換していく必要があるという点でございます。

スライドの２をお願いいたします。こちらは2035年までのマイルストーンでございます。NTT様は、維持限界を迎える電話網のコストの低減、あるいは効率化のためにメタルの縮退を開始されていらっしゃるところでございます。NTT法、事業法の改正によりまして、「あまねく責務」を撤廃して、NTT東西さんの役務提供責務あるいは負荷というものを軽減する措置を既に講じているところでございます。今後10年かけて電話への交付金を段階的に低減していくという話でございますが、この絵でございますけれども、左側が現在、右側が2035年ということで、現在は電話の交付金、縦軸が交付金の規模をイメージしていますけれども、こちらがメインでございますが、だんだんブロードバンドの交付金に移行していく。これがどういうふうに移行していくかというのは、直線的にオレンジ色の示したものと薄いブルーで示したもの、これが直線的に変わるというよりは、もしかしたら当面は電話の交付金がメインで、ブロードバンドの交付金が徐々に増えていく、尻上がりに加速度的に2035年に向けてブロードバンドに行くのかもしれません。これが点線のイメージです。こちらは、NTT東西さんのメタルの撤退の実態を踏まえて決まっていくのだろうと考えます。

続いてスライドの３をお願いいたします。こちらは、これまでの１号、２号の補塡と、それから新しい最終保障提供責務に対する補塡との関係でございます。現在、交付金額というものは、これはもちろん電話がメインでございますけれども、今後、特に２号のブロードバンドの補塡規模が徐々に増加するものと想定しております。特に上乗せ部分と言われている最終保障提供責務、これは2028年の光整備率99.9%の達成に向けて、今後一時的に増えていく、逓増していくと考えております。ただし、これは未来永劫増えるわけではなくて、やはり償却期間の経過とともに、その後は徐々に逓減していくものであろうと考えます。

続いてスライドの４を御覧ください。こちらは、現行のユニバ交付金と最終保障交付金の関係を視覚化、ビジュアル化したものでございます。このポンチ絵の左半分でございま

すが、この４象限、縦軸は電話かブロードバンドか、横軸は現行か最終保障かというところで、左下の現行の交付金の濃い緑色、これが電話でございます。上の薄い緑は現行のブロードバンド、それから、今後新たに始まるであろう最終保障を踏まえた交付金の上乗せ部分が､電話の部分は濃いオレンジ色､ブロードバンドは薄いオレンジ色という形ですが、これを右側の矢印で見ると、これは交付金額を縦に積んだ場合にどうなるかのイメージでございます。現在は、実際のところは①と②は同じ面積ではなくて、実際は電話のほうがほとんど、②の薄い緑は非常に薄いのだろう、それがだんだん将来の右側に行くに従って①と②のウエートが変わっていくというのがその前のスライドでございます。

一方の最終保障提供責務による交付金、これは電話のところのオレンジ色の濃いところは恐らくほとんどないのであろうかなと。これは勝手な想像でございますが、薄皮１枚、ただ、④の最終保障ブロードバンドにつきましては、やはり光の整備を促すという趣旨に鑑みると、今後これがかなり増えていくのだろうと思います。いずれにしましても、将来的な交付金の総額を把握して適切な制度設計を行う、つまり、それぞれの４象限の細かい交付金が、例えば電話だけとか、そういうことを着目して議論しますと、将来の国民負担の全体像を見誤るおそれがあるという視点でございます。

続いてスライドの５をお願いいたします。こちらは、メタルの巻取りと、これによる光の推進とコストの増減、効率化要因についてお示ししたものでございます。真ん中の絵の上段がコスト、下段が収支という観点でございます。左上の設備面でのコスト増要因、これはNTT東西様が御指摘されている内容でございます。要するに加入者減、メタルが撤去になっても収容装置は完全に撤去できないのでリニアに減少するわけではなくて、むしろ単価は上昇するというところでございます。それから、運用保守要員も減少するわけではないという御指摘だろうと思います。これは、御指摘はごもっともだと思いますが、教科書的にはそのとおりだと思います。

一方で右側、これが設備面でのコストを実態としてどう捉えるかでございますが、維持対象の設備、具体的に言うとメタルとか収容装置の絶対量は減少しないのだろう。償却もほぼ終わっていると思われます。それから運用保守要員、これも実際には電話の専用だけではなくて、ブロードバンドの業務にシフトしているのではないかと考えられます。

一方、収支、下段のところでございますが、設備面の収支改善効果としましては、銅線の売却益、これは試算次第では１兆円単位と言われていますけれども、これを移転とか縮退の費用に充当することも可能であると思います。一方、サービス面での収支改善効果と

しては、電話の赤字から採算性の高いブロードバンドへの移行によって増益がある、こちら、細かいところはスライド14に参考としてお示ししているので、別途お時間があるときに御覧いただければと思います。

下の米印のところでございますが、NTT東西様、前回の写真入りのスライドでこうおっしゃられている。メタル設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等は引き続き行う必要がある。なので、赤字がどんどん増えるとはおっしゃっています。ただ一方、メタル設備の保守に特化した人員体制ではなくて、恐らく光ファイバ・ブロードバンド設備の保守も含めた体制を持たれているのだろうと思いますので、この辺りは今後NTT東西さんにもう少し御説明いただければと思います。

続きまして、スライド６でございます。こちらは、NTT東西さんから見直し提案がありました２シグマですとか、あるいは4.9%のお話でございます。２シグマや4.9%というものは、導入経緯というものをしっかり把握する必要がある。基本的には、国民負担の増加を抑制することを最優先にしたものであろう。こちらの考え方は、制度が、今後ブロードバンド主体に移行した後も基本的には変わらないのであろう。したがいまして、ベンチマーク水準とか補塡対象の範囲を拡大して、国民負担が増加するということは回避すべきである。むしろ、先ほど申し上げましたように、メタル縮退による効率化に合わせて赤字補塡額総額というのは、電話については低減させていくべきであろうと思います。ただし、これは、NTTさんがこの負担を全部のみ込んでくださいとか我慢してくださいということを申し上げているわけではなくて、電話網の維持に必要な交付金を増額する代わりに、今後は光ファイバ整備の維持ですとか、あるいはモバイル網の活用を前提に、電話を包含するブロードバンドサービスを対象とした未来志向の交付金制度とすべきであって、そういった形で全体としてしっかりと補填をするという制度に変えていく必要があるという趣旨でございます。

続いてスライドの７をお願いします。こちらはモバイル網固定電話の話でございます。私ども、携帯電話サービスを提供している者としては、モバイル網固定というものは、基本的に現在の携帯電話サービスの提供を前提としているものでございますので、現時点では、赤字補塡に頼らず、つまり適格事業者にならずに、このサービスの提供を続けていく所存であります。最終保障提供責務との関係でございますが、お客様に対しては、NTT東西様が最終保障提供の主体として提供されるのであろうと。私どもは、卸の網を提供する形で協力していく所存でございます。

続いて、スライドの８をお願いいたします。こちらは、整備促進、特に最終保障提供の責務と提供の求めについてでございます。基本的には、これはお客様からの提供の求めに応じて責務が発生するというものでございますが、これは直接のお客様からの求めだけではなくて、自治体の要望、これは地域住民の意向を反映したものであると考えられますので、自治体からの整備要望も、いわゆる利用者の提供の求めとして、最終保障提供責務の対象となるよう明確化する必要があると考えます。

スライドの９は飛ばして、続いてスライドの10をお願いします。こちらは、公設から民営への移行についてでございます。基本的には、法施行前後での線引きが必要であると考えます。法施行後の光整備につきましては、これは対象、交付金の支援とすることは適当と考えますが、法施行前につきまして、これは過去の経営判断に基づくものでありますから、これを交付金で支援することは認められるべきではないという考え方でございます。

続いて、スライドの11でございます。こちらは真のラストリゾートについてでございます。これは、以前別の場所でも申し上げましたように、NTT東西さん、全国津々浦々の通信基盤を持っていらっしゃるということなので、本当のラストリゾート、最終的な最終保障提供責務としては東西さんが適格になるのだろうというスタンスでございます。

続いて、スライドの12をお願いします。こちらは、極めて実務的な課題でございます。いよいよ二種の交付金制度が始まりますが、今年３月末の回線数に基づいて回していくわけですけれども、実際の運用で通年で一巡しますと、様々な課題が顕在化すると思われますので、総務省様あるいは関係事業者やＴＣＡなどの支援機関の実務上の課題というものが出てきたら、適時適切な見直しについて今後検討していく場が必要であろうと考えます。

最後、まとめでございます。2035年以降維持すべき電話網、これはメタル回線と収容装置はもはや存在しなくなるわけですから、電話サービスというものはブロードバンドサービスと一体で提供されることを念頭に交付金制度を今後設計すべきであるということ。

まずは、地域に向き合う適格事業者の申請を促す仕組みによって、２号、ブロードバンドに対する交付金を実効性のある持続可能なものとする、さらに、2027年度までの光整備99.9%に向けて、最終保障提供責務による交付金が当面増加していくことを踏まえて、①、まずは2035年に向けては、電話に対する交付金というのは、増やすのではなくて逓減させつつ、②ですけれども、主役となるブロードバンド（２号）に対する交付金を完全にそちらのほうに展開していく。これは公衆電話を含めてですね。国民負担の急増とか激変を緩和・回避すべきであると考えます。いずれにしましても、ブロードバンド整備費が今後増

加すると見込まれる2027年度末の期間においても、制度の効率化と事業者の経営努力で全体の交付金規模が拡大しないよう努めるべきであると考えております。

長くなりましたが、弊社のプレゼンは以上でございます。

【大谷主査】

どうもありがとうございました。

それでは、次はソフトバンク株式会社様にお願いいたします。

【ソフトバンク】

ソフトバンクの山田です。それでは、資料３に基づきまして御説明いたします。

１枚めくりまして、本日はこちらに沿って御説明いたします。今回、論点が非常に多くございますので、当社として特に御説明したい点を１番と２番で御説明し、その他の論点につきましては、３番で資料のみ今回お渡しするという形でさせていただければと思います。

１枚めくりまして、まず最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方でございます。１枚めくりまして、まず基本的な考え方でございますけれども、ユニバーサルサービス制度は、競争の補完として導入されたものでございますので、競争中立性への影響等を考慮して、やはり交付金は必要最小限であるべきなのではないかなと考えております。

２つ目としまして、こちらはドコモさんとKDDIさんからもう既に御説明がございましたが、交付金の算定方法の検討に当たりましては、各種交付金の額の総額・規模感を踏まえた上での検討が必須ではないかと考えておりますので、こちらを念頭に各論を御説明させていただければと思っております。

１枚めくりまして、まず最終保障提供責務に係る交付金算定でございますけれども、こちらにつきましては、一次答申にありますとおり、接続料や補助金等との二重のコスト回収が生じることがないように、しっかりと対応していただきたいと考えております。

１枚めくりまして、具体的な交付金の算定方法でございますけれども、既設設備コストの算定方法につきましては、先日、NTT東西さんから御提案いただいた以下、案１、２のように、具体的な方法を今後詰めて御検討いただければと考えております。当然ながら、やはり制度を回すに当たって、簡素なものにすることは大切ということで、そこは考慮しなければいけないんですけれども、算定の効率化によって透明性が損なわれることのないよ

うに、総務省さん及びNTT東西さんにおかれましては、情報開示であるとか検証等の措置を講じていただきたいと考えております。

１枚めくりまして、必要十分かつ合理的な水準についてでございますけれども、こちらの確認に当たっては、やはりまず東西さんから実際の実績を出していただくことが必要ではないかなと考えております。個々の回線の構築実績、芯線数、長さ、費用等、こちらを総務省さんに報告の上、網羅的に検証することが必要ではないかと考えております。

次に、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化についてでございますけれども、私どもで携帯電話サービスを主に今提供はしておりますが、こちらの普及が進む一方で、やはりOABJサービスも非常に強い需要は継続しております。私どもとしましては、今後もこちらのサービス、安定的かつ利便性の高いサービス提供を維持してまいりたいと考えております。なお、現時点で当社としては第一種適格電気通信事業者の指定を受けることは想定しておりません。

１枚めくりまして、次に一種の交付金制度について御説明いたします。１枚めくりまして、まず、２σであるとかその辺りのお話でございますけれども、メタル回線の縮退等の環境変化を踏まえた2035年までの交付金の見通しであるとか、接続料との二重のコスト回収が生じることがないことをNTT東西さんにおかれて明確に示していただきたい、そういうことが必要ではないかと考えております。

その上で、冒頭にも申し上げましたけれども、第一種、第二種、最終保障提供責務に係る交付金、これらの交付金の総額として幾らになるのか、そういった規模感も踏まえて整理することが必要ではないかと考えております。また、KDDIさんからも少し触れられておりましたけれども、メタルの取扱い、メタルの売却時期がいつ頃になるのか、また売却益はどのくらいか、そういった情報も開示いただき、それらの活用方法の検討も必要ではないかと考えております。

１枚めくりまして、次に第二種交付金制度について御説明いたします。譲り受けた公設設備の取扱いについてでございます。こちらにつきましては、今回の制度が公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を副次的な目的としている、そのような制度趣旨を考慮しますと、施行日の後に整備されて譲り受けた公設設備に限定して、第二種交付金の対象とすることも検討の余地はあるのではないかと考えております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、やはりそれがなされたときに、交付金の金額であるとか、そのようなものにどのくらいの影響を与えるのかとか、そういったことがないことには、この辺りも現実

的な議論にはならないかと思いますので、その点を配慮した上での検討が必要ではないかと考えております。

１枚めくりまして、大幅な赤字であることを理由とした場合の取扱いでございますけれども、こちらにつきましては、大幅な赤字とはいえ、支援区域の指定された時点で既に整備がされているということは、基本的には事業者自らの経営判断がなされたことを意味しますので、前事業年度の収支が黒字という場合には、これは交付金の対象外とすべきと考えております。これは、答申の記載のとおりかと思っております。

ただ、効率的なユニバーサルサービスの提供、交付金の最小化、そういった観点で、NTT東西さん以外の新規事業者の参入促進のためにこの辺りの配慮が有効というようなことが見通しがつくのであれば、例えば地域事業者等に限定して、前事業年度の収支状況に関わらず交付金対象とすることを特例として許容することは検討の余地があるのではないかと考えております。

１枚めくりまして、新たに光ファイバを整備する区域の取扱いでございますけれども、先日のヒアリングにおいて、NTT東西さんから上部にあるような御見解が示されました。こちらにつきましては、私どものイメージ図をこちらに記しておりますけれども、相応に整備がなされている一般支援区域であるとか支援対象外区域の新規整備と、特別支援区域における新規整備を同等に扱うのはやはり適切ではないのではないかと考えておりますので、ここは現行の区域指定の考え方を維持するのでよいのではないかと考えております。

１枚めくりまして、負担金に係る論点について御説明いたします。１枚めくりまして、こちらは、先ほどKDDIさんからもお話がありましたけれども、現時点では初回の負担金徴収がされておらず、私どもとしても運用が一周していない状況ですので、実務上の課題が全て抽出されているわけではありません。ただ、後述のとおり、もう既に今見えている段階で、この制度はかなり厳しいなというのが正直なところです。現行の制度のままですと、制度の安定的な運用であるとか継続的な運用は到底困難だろうと考えておりますので、これらを図るためにも、運用が一周したタイミングで、改めて負担金に係るヒアリングの場を設けていただきたいと考えております。

１枚おめくりください。現時点で既に判明している課題は下記のとおりであり、今後の見直しの際に、少なくとも以下を解消すべく、制度の簡素化を志向していただきたいと考えております。一周していない段階ではあるんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、この制度の継続的な運用に非常に危機感を覚えておりますので、今回のようなこのよ

うな機会を捉えて、気がついたものから、私どもとしましては、小出しでも御説明したほうがいいだろうなということで、少し細かい話になりますけれども、本日、資料に含めさせていただきました。具体的に、現状判明している課題としてこちらに挙げていますけれども、まず１つ目としまして、負担金の負担要否について、電話のユニバーサルサービスは、電話番号により外形的に対象か対象でないかというのが判断できるんですけれども、ブロードバンドのユニバーサルサービスは、役務の詳細の仕様によって判断するので、外形的な判定が非常に困難です。

米印に書いてありますとおり、負担対象が設備構成、自前なのか接続なのか卸なのかも考慮しなければ確定できないですし、サービスの内容によっては、役務の該当するか否かについて、総務省さんに確認が必要だったり、そういったことがあります。ということはすなわち、事業者間で対象とする回線、契約とそうじゃないものという判断が分かれている実態も出てきたりするんじゃないかということを強く懸念しております。

２つ目としまして、このような複雑さ、負荷の高さに加えて、MVNOさん、集合住宅関係の内容などが複雑化するほど､事業者の制度対応負荷が非常に高まるということ｡加えて、エンドユーザーさんへの転嫁が許容されておりますけれども、これらが複雑化するほど、エンドユーザーさんにおいて、対象のものとそうじゃないものが出てきたりであるとか、制度の理解をいただくことが非常に困難になったりすると考えられますので、この辺りを解消していくことが必要ではないかと考えております。

１枚めくりまして、簡素化の御提案としまして、１つ目は、報告対象月と頻度でございます。現状の法令ですと原則は月次報告の制度ということで、附則により当分の間は年１回・３月末時点の報告となっておりますけれども、こちら、運用負荷軽減のために、例えば以下のとおり､報告は恒久的に年１回･３月末時点として､負担金の徴収は現状と同様、交付金額の規模と実務負荷に応じて、対象月・頻度を決定・認可とする、例えば、こういった提案を取り入れるのはどうかと考えております。

１枚めくりまして、次にMVNOさん向けの回線であるとか集合住宅向けの回線でございますけれども、こちらは負担対象となる回線数の報告と負担金の徴収先が、現状電話と異なって不一致が発生しております。これにより、事業者間での調整という運用の負荷が非常に高まっております。その部分を解消すべく、こちらの図にあるとおりではあるんですけれども、負担対象となる回線数の報告者と徴収先を一致させる。具体的には、総回線数を把握できる事業者側に報告と徴収をまとめるといったことをぜひお願いできればと考えて

おります。

次ページ、19ページはMVNO向けの提案内容と、20ページは集合住宅向けの提案内容でございますけれども、現状運用を回すに当たって、このような調整を事業者のほうで対応しており、これはやはりずっと継続するのはかなり負荷がかかるという状況でございますので、ぜひともこの辺りの負荷軽減に御配慮いただきたいと考えております。

21ページ以降は、それ以外の論点に関する御説明でございますが、こちらの御説明は省略させていただきます。

私どもの説明は以上です。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは、次は楽天モバイル様にお願いいたします。

【楽天モバイル】

楽天モバイルでございます。楽天モバイルから資料４に沿って御説明をさせていただきます。当社からは、事務局より示されました検討事項に沿って御説明をさせていただきます。

まず、２ページ目でございます。初めに、最終保障提供責務の発生要件と履行手続ということで当社の見解でございますが、NTT東西様の指導の下で運用ルール等を整備、御提示いただき、関係事業者と合意形成を丁寧に実施いただくということで考えております。

次のページでございます。続きまして、正当な理由等のガイドライン化に向けた検討につきましての当社の見解でございます。現時点で異論はございません。また、参考５点目に示していただいております近隣電気通信事業者が協力を拒否できる正当な理由につきましては、提供する事業者が多いことから、速やかに協力可否を判断できるよう基準の明確化、それから、具体例を示していただくことがあるべきかと考えております。

４ページ目、最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方に関する当社の見解ですが、第一種交付金制度の見直しにおける、適格電気通信事業者の申請および指定手続の検討については、当社として特段意見はございません。

続きまして、５ページ目でございます。地域会社の最終保障提供責務に係る第一種交付金の交付手続における管轄でございますが、適格電気通信業者の手続と整合を図ることが

適当と考えてございます。

６ページ目でございます。第二種交付金制度の見直しに関する検討事項でございます。こちらに関しましては､指定水準はブロードバンド市場における過度な参入障壁とならず、サービスの安定的な、それから継続提供を担保できる要件とすることが適当であると考えております。また、制度導入後、実態を踏まえまして、必要に応じて見直しが行われるべきと考えております。

７ページ目でございます。地域会社の最終保障提供責務に係る第二種交付金の交付手続におけるポイントでございます。第一種交付金手続と同様に、適格電気通信事業者の手続と整合を図ることが適当と考えてございます。

続きまして、第二種交付金算定の具体的な制度設計についてでございます。当社として特段意見はございませんが、制度導入後に関しては、実態を踏まえまして、必要に応じて見直す枠組みは必要であろうと考えております。

続きまして、９ページ目でございます。現行の第一種交付金制度の見直しに関してでございます。電話のユニバーサルサービスに係る交付金算定方法の見直しにつきましては、ベンチマークの在り方の見直しによって、利用者負担が過度にならないよう、その影響を丁寧に検証した上で慎重な検討が必要と考えております。

10ページ目でございます。続きまして、電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討についてでございます。ワイヤレス固定電話に係る交付金の算定につきましては、経過措置の導入から一定期間時間が経っていることを踏まえまして、みなしの前提条件に基づく算定方法を、実績や今後の見通しに基づき検証した上で、必要に応じて見直しを検討すべきと考えております。一方で利用者負担が過度にならないよう、その影響を丁寧に検証した上で慎重な検討が必要と考えております。

続きまして、11ページ目でございます。現行の第二種交付金制度の見直しについてでございます。譲受した公設設備や大幅な赤字を有した特別支援区域における第二種交付金の交付対象についてでございます。いずれの場合におきましても、利用者負担が過度にならないよう、その影響を丁寧に検証した上で慎重な検討が必要と考えております。

続きまして、第二種交付金の交付の継続についてでございます。こちらは、状況の変化に関わらず、一定期間、いずれの地域においても一律に交付を継続するといったことは利用者負担が過度になる懸念があることから、その影響を丁寧に検証した上で慎重な検討が必要と考えております。

続きまして、13ページ目です。より迅速な第二種交付金の交付についてでございます。こちらにつきましては、より早期に交付を開始することで、第二種交付金の交付額が異なる場合が生じないことを前提としまして、かつ利用者負担が過度にならない範囲においては異論ございません。

最後でございます。14ページ目として、今後新たに光ファイバを整備する区域や海底ケーブルが必須になる離島等の区域における第二種交付金の交付についてでございます。こちらにつきましては、これらを一律交付対象とすることについては、利用者負担が過度になる懸念があることから、そのような仕組みを検討することは難しいのではないかと考えております。

当社からの説明は以上でございます。

【大谷主査】

進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は沖縄県様からプレゼンテーションをお願いしたいと思います。御準備よろしいでしょうか。

【沖縄県】

沖縄県の企画部の企画振興統括監の真栄田でございます。よろしくお願いします。本来であれば企画部長の武村から御挨拶をいただくところですが、本日、別の業務が先に入ってしまいまして、大変恐縮ですが、私から挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

本日は、ユニバーサルサービス政策委員会及び交付金算定等に関するワーキンググループの合同会合におきまして、沖縄県からの現状報告と要望の機会をいただき、誠にありがとうございます。沖縄県は、広大な海域に多数の島々が点在する全国有数の島嶼県であり、38の有人離島で約13万人が生活しております。本土や沖縄本島からも遠く離れた離島で暮らす人々は、陸続きの地域に比べ、医療、交通、教育など様々な面で、「シマチャビ」と方言で呼ばれる離島特有の苦労や不便さを抱えております。現在、離島を有する自治体は、人口減少や少子化が進む中、航路維持や物流、自然災害への対応など、多様な行政需要を抱えております。しかし、職員や自主財源は十分とは言えず、そのような中でもこれらに対応せざるを得ない厳しい状況にあります。

国土強靱化が叫ばれる中、離島の社会課題解決には行政ＤＸ等の推進が不可欠であり、その基盤となる海底ケーブルや光ファイバ網は島民の生命線とも言える重要なインフラになっております。これまで通信事業者の皆様にも多大な御尽力をいただいておりますが、利用料収入だけで運営できる離島は極めて少なく、海底光ケーブルで接続された島においても、光ファイバ未整備地域が残るという深刻な事態が生じております。

加えて、光ファイバ整備地域にあっても、台風等による通信途絶のリスクを抱えているほか、人口減少下における将来の安定的供給の懸念も拭えません。本日は、こうした本県特有の地理的・自然的事情に起因する情報通信基盤整備の課題について、担当課より報告させていただきます。併せて、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を実現し、自治体が過度な負担を負うことなく、民間主導による持続可能な整備・運営が図られるよう、現行のブロードバンドユニバーサルサービス制度の見直しや拡充に向けた要望をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本県の実情を御賢察いただき、持続可能な制度の構築に向けた御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【沖縄県】

それでは、早速ですが、私、沖縄県企画部情報基盤整備課の大城から、時間の制約もありますので、画面の共有の資料で御説明をさせていただきたいと思います。

本県は東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する多数の島々から成り、沖縄本島と38の有人離島に約146万6,000人の県民が生活しております。島嶼県である沖縄だからこそ、災害時に交通、電力、通信が遮断されると孤立化を強いられ、その復旧がかなうまで地域住民にとっては大きな負担となります。

県内の海底光ケーブルの敷設の状況です。離島における情報通信のインフラの整備、維持は、単なる地域住民の娯楽のための手段にとどまらず、災害時等における離島生活の安全・安心を支える重要な基盤となるものであることから、定住環境の維持にも貢献すると考えております。このため沖縄県では、民間事業者による事業化が難航している離島地域においても、都市部と同等の信頼できるライフラインを確保するため、国の交付金を活用し、赤線のラインを整備してまいりました。

こちらの資料は、本県における光ファイバ網の整備状況です。海底ケーブル同様に、民間事業者の整備が難航している地域の光ファイバによるライフラインを確保するため、国の交付金を活用した民設民営の整備を推進しており、令和５年末で97.86%の整備率とな

っております。今回は、同じ離島でも通信環境に格差がある南大東島及び北大東島の現状と海底光ケーブルの敷設等も要望のある津堅島と久高島の現状についても御説明させていただきます。

南大東島及び北大東島は、沖縄本島から東に約400キロ離れた場所に位置しており、BBユニバ制度における特別支援区域となっております。南大東島には人口1,224人、北大東島には人口557人が居住しております。どちらの島も公設の海底光ケーブルを活用し、令和４年度までに、島内一部の地域で民設民営による光ファイバの通信環境が確保されております。昨年度までは未整備地域の早期解消に向け、BBユニバ交付金の活用を視野に民間事業者と意見交換をしていたところですが、当該交付金の交付要件である整備率が、両島の大部分の字において50%を超えていたことから支援の対象外となり、事業が難航化しているところです。

続きまして、津堅島と久高島の状況です。津堅島には人口347人、久高島には人口224人が居住しております。こちらの島も、BBユニバ制度の特別支援区域となっております。どちらの島も海底光ケーブル及び光ファイバ網での通信環境が整備できておりません。BBユニバ交付金の交付実績から、維持管理費用の赤字補填はさほど見込めず、事業化が難航しているところです。実際にGIGAスクール構想の対象である小中学校が設置されているものの、通信手段は携帯の無線回線を利用せざるを得ない状況にあります。

離島・過疎地域における情報通信基盤は、居住環境の改善、遠隔教育等の課題解決にとどまらず、自治体DXによる持続可能な行政運営や災害時における行政サービス機能の維持等に寄与するものの、本県特有の地理的・自然的事情により、その整備、維持には離島への輸送費、台風・塩害対策費、海底光ケーブルの修繕費など構造的な高コストな状況にあります。未整備地域は約200世帯未満の小規模離島であるため、利用料収入だけでは維持管理費用を賄えないことから、民間事業者任せでは新規整備は困難と考えております。

このため、海底光ケーブルの敷設、更新、維持管理費の高騰、離島における専門人材などの状況を鑑みた場合、持続可能性の観点から、民設民営による整備が望ましく、そのためには公設の海底光ケーブルの民間移行に加え、更新・維持管理費用についても支援が必要と考えています。

それでは、BBユニバ交付金における本県の課題と要望４点を御説明いたします。

１点目は、譲受した公設設備についてです。本来、離島住民へのサービス提供に当たり、通信インフラは、海底ケーブルから島内の光ファイバ網まで一体整備が理想です。しかし、

民間参入が見込めない本県の離島では、海底は公設、島内は民設の手法で民間事業者の協力を得て整備を行ってきた経緯があります。この整備手法ゆえに、本県は整備時期と公設の定義という２つのボトルネックに直面しています。

１点目は整備時期の壁です。現行制度では、法施行日時点で公設だった設備を民間譲渡した場合が支援対象となります。しかし、本県では多くの離島を有することから、順次整備を進めた結果､施行日以降に整備を終えた区間が存在します｡これらを民間移行しても、時期の線引きで支援対象外となります。海底ケーブルの維持には多額のコストを要する一方で、その費用を小規模離島住民の利用料だけで賄うようなハイリスクな構造では引受け手は現れず、民間移行は極めて困難となります。インフラの持続可能性を確保する観点から､これらを速やかに民間移行したいと考えております｡地域実情と整備の経緯を踏まえ、整備時期に関わらず支援対象に含めていただきますよう要望いたします。

２点目は、海底ケーブル必須地域における島全体の特別支援区域化の要望です。先ほど申し上げたもう一つのボトルネック、公設の定義と町字単位の壁についてです。現行制度は町字単位で判断されるため、島内に一つでも支援対象外の町字があれば、多額の維持管理費用を要する海底光ケーブルのコストのうち、対象外の町字の分は算定されないため、その分、交付金を受けられなくなってしまいます。さらに、特例である公設地域とみなされるには、島内の光ファイバ網を自治体が所有している必要がありますが、本県のように島内設備が民設の場合、公設の海底ケーブルを譲渡しても要件を満たさず、支援対象外となります。

繰り返しで恐縮ですが、離島住民に対するサービス提供の生命線である海底光ケーブルは重要かつ基礎的な通信インフラであり、陸続きの未整備地域の解消と異なり、本来の目的は島全体の通信環境の改善を指向することにあります。当然のことながら、公設の海底ケーブルを譲渡する場合、事業者自身の光ファイバ網に加え、島全域の早期整備を求めることとなりますが、これら２つの制度の壁により、譲渡しても多額の維持管理コストが高止まりし続ける中、相応の支援が受けられない状況下で、利用料だけで費用を賄わなければならず、多額の赤字を計上することとなります。このような状況においては、民による通信環境の改善は見込めず、事業の継続性や、光ファイバ網整備の早期取組も非現実的なものになります。ついては、公設海底ケーブルの先にある島内全域を一体的に特別支援区域として取り扱っていただきますよう御検討をお願いいたします。

３点目は黒字事業者への交付金支援要件についてです。現行制度において黒字事業者が

支援を受けるためには、法施行時点でその区域の整備率が50%以下であること、法施行以降に新規で整備したものが要件とされています。現状、南北大東では約70%の整備が進んでおり、大部分の地域で50%を超える整備が進んでおります。このため、黒字の民間事業者が残された未整備エリアを新規整備しようとしても、整備率が基準を超える地域であるため、交付金の支援対象外となってしまうという課題が存在しております。現実的な問題として、多額の整備・維持コストを負担しつつ、他地域で得た利益を取り崩してまで構造的に赤字となる整備を自ら進んで行う黒字事業者はいないと思われます。特別支援区域のうち、大幅な赤字地域として指定されている地域は、その区域だけで見れば大幅な赤字であることが前提の地域です。

以上のことから、未整備エリアの新規整備を促進するためにも、維持に多額のコストを要する大幅な赤字地域については、黒字事業者であっても、当該地域で適切な設備投資や既存設備の維持管理が行える仕組みを御検討いただくようお願いいたします。

４点目は、維持管理コストの算定方法についてです。未整備地域の新規整備や公設設備の民間移行時には、例外として第７条式という特例が適用されます。これにより維持管理費を算出する際、ベースとなる構築費用こそ実際の費用が用いられるものの、そこに掛け合わせる維持管理係数には全国一律の平均的な値が適用される仕組みになっております。しかし、本県の場合、離島への機材・技術者の輸送費、台風・重塩害対策、さらには海底光ケーブルの多額の修繕費など、他県と異なる構造的な高コストが存在する地域であり、実際の維持管理費との間にコストの差が生じております。先ほどのスライド12ページでも触れましたが、全国一律の係数では補填しきれない赤字を事業者自身で負担することは難しいものと考えます。よって、公設設備の引受け手は現れず、民間移行も新規参入も難航するものと想定しております。

以上のことから、維持管理費用の算定に当たっては、全国一律の平均係数に加え、離島地域特有の地理的・自然的条件に起因する実勢コストを正確に補填できるよう、実費ベースの見直しや地域事情を反映した特例係数の設定などを行っていただくよう要望いたします。

最後に、令和９年度から導入される最終保障提供責務に関して２点要望がございます。

１点目は、ワイヤレス固定ブロードバンド共用型（ワイ固BB共用型）の追加についてです。一次答申において、令和10年度を念頭に、ワイ固BB共用型のユニバーサルサービス化が検討されておりますが、仮にこれが追加された場合、本日紹介した本県の４つの島にお

いては既に４Ｇの携帯電波が届いているため、ユニバーサルサービスが提供されているとみなされ、有線設備による最終保障提供責務が発生しなくなる懸念がございます。今後、これらの島々に光ファイバが整備される機会が完全に絶たれてしまうことになりかねません。ワイ固BB共用型がブロードバンドの早期効率的普及に貢献することは理解しておりますが、国が推進するGIGAスクール構想や遠隔医療といった住民の生活や命に関わる重要インフラの運用に当たっては、天候などの外部要因に左右されにくい、より安定的かつ高品質な通信環境が不可欠です。したがって、一律にワイ固BB共用型をユニバーサルサービス化するのではなく、遠隔の小規模離島や学校、医療現場など、安定的かつ高品質な通信基盤が不可欠な地域においては、光ファイバによる整備を基本とするよう要望いたします。

２点目は、サービス提供までのスケジュールの提示と周知広報です。条件不利地域において安定した有線設備を望む住民が当制度を確実に利用できるよう、早期かつ積極的な周知広報をお願いいたします。また、実際に提供の求めが行われた場合、特に離島の整備には多大な期間を要します。いつ整備が提供されるのか、ある程度の見通しが立たなければ、住民が安心して当制度を活用することが難しく、実効性が損なわれてしまう懸念がございます。ついては、最終保障提供責務が真に地域を支える制度として機能するよう、サービス提供までの目安となるスケジュールを早期に整理し、お示しいただくよう要望いたします。

最後になりますが、国が掲げる誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現、そして、自治体が多額の費用負担を行わずとも、民間事業者主導による持続可能な情報通信基盤の整備・運営が図られるよう、ブロードバンドユニバーサルサービス制度の実効性のある拡充に、委員の皆様の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

沖縄県からの発表は以上となります。御清聴ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは次に、鹿児島県三島村に御発表をお願いしたいと思います。

【鹿児島県三島村】

こんばんは。鹿児島県三島村の村長岩切平治でございます。どうぞよろしくお願いします。本日はこういう会にお招きいただきまして、お話をさせていただく機会を設けていた

だきまして、大変感謝しております。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、三島村の状況を簡単に御紹介させていただきたいと思います。三島村は、鹿児島市から南西へ100キロから150キロの洋上の東西に点在する竹島、硫黄島、黒島の３つの島から成っておりまして、地図の赤の点線で囲ったところに位置しております。

３つの島がございますので、３つの島はそれぞれ、竹島は島全体が竹に覆われております。畜産業が盛んでございます。２つ目の島が硫黄島でございまして、温泉や歴史、文化的な資源を生かした観光も盛んで、特に八朔太鼓踊りに登場するメンドンはユネスコの世界文化遺産に登録されているところでございます。黒島でございますけれども、東西に２つの集落があり、村の約半数が居住する地域でございます。ここも、森林と大名竹に覆われておりますが、薩摩黒島の森林植物群落として、国の天然記念物指定を受けている地域もございます。この３つの島に行くには、鹿児島からフェリーが出ておりますけれども、村営船フェリーみしまが週に４便の運航のみとなっております。

さらに、特異なところとして、戦後の影響を受けまして、役場が行政エリアの地域にない、全国に３団体しかございませんけれども、隣の十島村と竹富町の３団体がありますけど、そういった特異な村でございます。

三島村のブロードバンドは、公設公営で海底ケーブルを敷設しておりまして、枕崎から竹島、硫黄島、黒島とラインを引いておりますが、総延長が192キロ、これは平成21年から22年に国の補助金を受けて整備したものでございます。

22年に整備したときに陸上設備も同様に整備し、ブロードバンドを開始しておりましたけれども、設備の老朽化に伴いまして、３年から５年度にまたがって超高速ブロードバンドサービスを整備したところでございます。現在はこの部分につきましては、公設民営方式で運用しているところであります。

現在、海底ケーブルの利活用の状況でございますけれども、ブロードバンドサービスと放送サービスと携帯電話サービス、それから調査研究といったものに活用されているところでございます。

私どもとしましては、第二種交付金の在り方に関する提案をさせていただきたいと考えておりまして、基本的な考え方でございますけれども、三島村は支援対象地域に該当する立場から提案させていただきたいと思っております。ブロードバンドに係りますユニバーサルサービスは、情報格差解消のためには喫緊に取り組むべき課題と認識しております。現在三島村では、令和５年度において整備した高度情報通信網により、マンション型のサ

ービスから各戸型のサービスへと改善され、快適なネット環境を享受しているところでございます。村民はこのツールを活用しまして、世界規模での多様な情報の検索、遠隔教育の実施、地域間交流の実施、生活物資や業務用物資などの入手が可能となり、小規模離島ゆえの日常生活上や社会活動の格差が解消されつつあります。ブロードバンド環境が整備されていない地域へは、早急な手当てが求められると考えているところでございます。

この制度の概要につきましては、対象地域の選定に係る条件、交付金算定上の条件、共助的機能を持つ交付金の十分な財源の確保など見直す必要があると認識しております。海洋国家である我が国において、全国津々浦々にブロードバンドを整備することの有益性に着目した前向きで積極的な議論を期待したいところでございます。

提案をさせていただきます交付金の見直しのところでございますけれども、

①でございます。譲受した公設設備に係る交付金についてでございますけれども、整備時点における切り分けをするのかしないのかという話がございますけれども、対象地域の環境変化により、整備時期からすると、経営環境が厳しい状況へと変化することは当然起こり得るわけでございまして、そういったことを考えますと、整備の時期により交付金の対象、対象外と区別することについては公平性の観点から好ましくないと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、②大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金についてでございますけれども、これにつきましても、事業者等が地域の要請等を受け、先ほど経営判断があって整備するものだという話もございましたけれども、サービスを提供している場合において、事業者として内部的な相互補助により事業者としての黒字が確保できたとしても、ユニバーサルサービスの目的の達成のためには、対象地域の赤字部分に対して何らかの支援は必要であるのではないかと考えているところでございます。

次に、③第二種交付金の交付の継続についてでございますけれども、当該地域において新規整備・民間移行を行った場合において状況の変化があるということに関わらずどうするのかという話でございますけれども、第二種交付金が収支差補助で交付金算定でない限り、指定が解除されても、累積赤字等を考慮して、一定期間の経過措置を設けるなど特別な配慮が必要ではないかと考えているところでございます。より迅速な第二種交付金の交付についてでございますけれども、サービス提供から交付金の交付まで２年間が想定されているようでございますけれども、この期間は可能な限り空白期間は短縮する方向で検討していただくのがいいのではないかと考えているところでございます。

次に支援区域として指定すべき区域についての検討でございますけれども、今後新たに光ファイバを整備する区域についてでございますが、新たに整備した場合において、提供する第２号基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに光ファイバを整備した区域を未整備の特別支援区域として指定することとして、赤字について交付金を交付する仕組みを検討すべきか、当然早急に実現してほしいと考えているところでございます。

２つ目でございますけど、海底ケーブルが必須となる離島等の区域について。本村におきましては、各３島４地区に光ファイバを整備しておりますけれども、未整備地区はございませんが、先ほどの話がありましたように、沖縄でも御苦労されているようでございますけれども､最終利用者間において料金の差を設けることは事実上困難であると考えると、一般支援区域と特別支援区域とに区別することなく、離島地域等においては全て特別支援区域として指定して支援することが必要ではないかと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますけど、そういうふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。それでは、全てのプレゼンテーションが終わったところで、これまでのヒアリングにつきまして皆様からの意見交換を進めてまいりたいと思います。御意見、御質問のある方は、右下のチャット欄のところを御利用いただきまして、送信先を全員とした上で御記入をいただければと思います。

それでは、春日委員、よろしくお願いいたします。

【春日専門委員】

春日でございます。皆様、御説明ありがとうございました。私のほうからは、前回も質問させていただいた点で、公設設備の受渡し前後の取扱いについての御質問を、ソフトバンクさんとKDDIさんにさせていただければと思っています。

今、最後のほうで沖縄県さんとか鹿児島県三島村さんからのプレゼンで御説明いただきましたけれども、法施行日で区切ってしまうといろいろ不都合な点があるというお考えをお聞きしました。ソフトバンクさんとKDDIさんのご説明では、どちらかというと、法施行日前後で区切ってくださいという話だったので、この辺をどこまでタイトに考えられているのかなというところで御意見を伺いたいということが趣旨でございます。

まず、KDDIさんの資料が画面に出ていますので、KDDIさんの資料で言いますと、10ページ目のところですね。過去の譲受は経営判断だから認めるべきじゃないというお話のところですけれども、これに関して８ページ目のところで、自治体の要望は地域住民からの要望なので最終保障提供責務ということで認めるべきだと読めたんですけど、これとの関連を教えていただきたいんですよね。８ページ目の記述は、施行日前でも、NTTさんが行動されていたのは最終保障提供責務を先取りしてやっていらっしゃった、自治体さんからの要望に基づいてやっていらっしゃるので、そのように解釈すれば、法施行日前であっても認めてあげてもいいんじゃないのかなと思いました。そういう理解でいいのかどうか、その辺についてどうお考えかというところを教えていただきたいというのが質問になります。

続けて言いますが、施行日前の譲受を認めるときでも特別支援区域に限定するとの条件付きになるので、経営判断でやったんだからと言ってしまうのは厳しいのかなとも思いました。もしその辺に関して御意見があれば教えていただければと思います。

同じ点なんですけれども、ソフトバンクさんで言いますと11ページですね、ここの施行日を基準にするような理由としては、民間への移行促進を副次的目的とする制度趣旨に鑑みればという記述がありますけれども、施行日より前にも同じ趣旨で譲受のガイドライン整備を行っているわけですよね。施行日が分かりやすいのでここを基準にすべきだというお話は分かるんですが、資料に書いてある文言からすると、別に何か基準があればオーケーではないのかなとも読めます。そういう意味で、施行日じゃないとどうしても駄目だとこだわるような理由とか、何かもしお考えがあればお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

【大谷主査】

御質問いただいたのが、いわゆる（１）①、譲受した公設設備について、KDDI様とソフトバンク様へということですけれども、今日は意見交換の時間が限られていることもありまして、複数の御質問を受け付けてから御回答のコーナーに入りたいと思います。既に三友委員からお手が挙がっておりますので、関係しないものであっても先に御質問をいただいて、その間に、KDDI・ソフトバンク様に御回答を考えておいていただくということにしたいと思います。

それでは、三友委員、よろしくお願いいたします。

【三友構成員】

ありがとうございます。大変参考になりました。離島あるいは沖縄県のお話をお伺いしていますと、特に離島に対する補助というのはかなり特例的にしなきゃいけないなと思う一方で、ソフトバンクさん、KDDIさん、あるいはドコモさんもそうですけれども、補塡する金額が高振れしないようにというような御意見もございました。

私からは、KDDIさんとソフトバンクさんに１つずつ質問がございます。すいません、KDDIさんには２つでした。KDDIの山本さんの御説明の中で、２ページ目に交付金のイメージ図がございますが、これは恐らく一種、二種を合わせた金額が上がっていかないようにというイメージだと思うんですけど、御趣旨としては、この２つを合わせた交付金額は一定であるべきだということなのかというのがまず１つです。

それから、６ページに「未来志向の交付金制度」という言葉があるんですけれども、これはまさに我々が志向しているものなのかもしれないんですけれども、具体的に何かイメージがあれば教えていただきたいというのが山本さんへの御質問です。

ソフトバンクの山田さんには、一番私が刺さったのは、21ページにあります負荷軽減に関するご提案で、こういったご提案については真摯に耳を傾けるべきだと思いました。御質問ですけれども、12ページの御説明の際に、「特例」という言葉を使って、恐らく地域の通信事業者に対しての特例という意味だと思うんですけれども、もちろんその意味はよく分かるんですけれども、１つの懸念としては、競争条件をゆがめる可能性もあるのではないかなとも思いました。この点についてどうお考えになるかということをお伺いしたいと思います。

私からは以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、ちょうどお手が挙がっていたのがお二人でしたので、KDDI様、ソフトバンク様の順で御回答いただければと思います。

山本さん、よろしいでしょうか。

【KDDI】

KDDIの山本です。春日先生、三友先生、ありがとうございます。

最初に、春日先生の御質問のほうからでございます。御質問は、公設民営、民設への移

行のタイミングの話ですから、弊社のスライドでいうところのＰ10、それともう一つは、スライドの８、これが自治体の求めについての考え方、これの関係性についての御質問と理解しております。

まず、最初に求めについてのスライド８からお答えいたしますと、基本的には、自治体の要請というものは、つまり提供の求め、これはあくまでも最終保障提供責務という新しい法律、制度を踏まえたときに、これを最終保障提供責務として補塡する対象とするかどうかという捉え方と考えていただければと思います。なので、これは今後といいますか、新たに求めがあったときにどういうふうに扱うかという、まず１つ、考え方でございます。

一方、これまでの既に過去に行われたもの、これはどちらかというと、新しい最終保障提供責務というよりは、既存の第２号ユニバとして扱うかどうかと一旦理解いたします。その意味で、例えばスライド10を映していただけるとありがたいのですが、こちらもいろいろと御事情・現状のお話を伺うと、確かに過去のものについても、こういった新しい支援の対象にするというのは何となくそうしたほうがいいのだろうなと思う一方で、現実的にはそれによって基金がどれぐらいに増えるのだろうかと。弊社のスライドでいうところで、前半に４象限の絵をお示ししたと思いますが、ここでいうと、②が現行のブロードバンドの基金、２号ユニバとしてどう補塡するのかという話と、新しい最終保障提供責務として補塡するのが④だとしまして、どちらもかなり膨らんでいくのだろうと予想しております。なので、これについては、何でもかんでも要望を全部対象にしてしまうと、かなりの大きな額になってしまうのではないかという懸念もありますので、やはり一定抑える必要があるというところで、少なくとも、先ほど申し上げたスライドの10につきましては、過去に行われたものについては対象外として、新たに法制が施行されたものから適用していくという形によって、国民全体としての一定の負担を抑えていく必要があるのではないかと考えております。

続いて三友先生からの御質問で、弊社のプレゼンのスライドの２、これはあくまでも模式図というか、分かりやすいイメージ、あまり複雑にすると分かりにくくなりますので、簡単に全体の総額としては一定の水準という意味でやりましたが、厳格に両方の補塡の額を絶対増やしてはいけないということを申し上げているわけではございません。先ほども４象限を示したスライドでもお示ししたとおり、実際には現行のブロードバンドユニバ、２号ユニバの薄い緑のところとか、あるいは新たな最終保障による④の部分、これはかなり増えていくのだろうと思います。なので、全体としてはかなり増えていくのではないか。

だからこそ、現行の電話を安易に増やしていくのではなくて、現行のほうはだんだん減らしていくことによって吸収し、これをブロードバンドの②ですとか④で増えるところについて、できる限り電話のほうを減らす形で、全体としてある程度の範囲の中に抑えていくと。

ただ、それがやはり同じで、何でもかんでも増やしたものを全て負担できるかというと、なかなかそれも現実的には難しいということも最終的な判断ではあろうかと思います。それは電話の２シグマですとか4.9というときの判断があったのと同じような、最終的には何らかの調整といいますか、そういったセーフガードみたいなものは必要なのだろうとは思います。結論から言いますと、スライドの２の四角は、厳格にこれは絶対増やすべきではないということではなくて、これはある程度増えていくのだろうなとは思いますということを御理解いただければと思います。

それから、スライドの６、未来志向と申し上げました。この未来志向というのは、まさに電話は電話の算定方法、ブロードバンドはブロードバンドの算定方法、これを別々に算定して、要回収額をみんなで負担しましょうということではなくて、やはり一体として、先ほど申し上げましたように、ネットワークがだんだん電話とブロードバンドというものは基本的には統合されていく方向にあるのだ、現実的にはまだまだ別々であるというのは理解していますが、ただ、ユニバーサルサービスの基金の制度として補塡するものについては、あまり別々に別々のロジックで算定するのではなくて、基本的には統一した考え方で算定をして交付金というものを算出していく、そういったものにしていくべきだという趣旨でございます。

一旦、回答は以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは、ソフトバンク様、山田さん、よろしくお願いいたします。

【ソフトバンク】

ソフトバンクの山田です。御質問ありがとうございます。

まず、春日先生の御質問にお答えしますと、当社の説明の11ページですかね。ここで言うと、右側の図の、ちょっと小さいんですけれども、論点の①も対象にしてもいいんじゃ

ないかというような御質問だと受け止めました。基本的には私どもとしましては、やはりこれは対象とすべきではないというのが考えでございます。確かにガイドラインが先行して出ていたことも状況としては承知しておりますけれども、やはり施行日以前に譲受された場合にはお金が出ないというような制度となっているわけで、それを承知の上でと言うとちょっと言葉に語弊があるかもしれないですけど、その前提で譲り受けられたというのは、そのときに譲り受けた事業者様と譲り渡した自治体様とがそのような判断をされたんだろうなと想定しております。

冒頭で申し上げましたとおり、やはりユニバーサルサービス制度、あくまで競争の補完ですので、個々の事業者等が競争環境の中で下した判断は基本的に尊重されるべきでありますし、例えば施行日を遡って、それを救済するであるとか、そういったことは、運用の安定性ということでも適切ではないのではないかというようなことで、今回私どもとしましてはそのような考えで御説明をさせていただきましたというのが春日先生への御回答でございます。

次に、三友先生の御質問につきましては、12ページでございます。一番下の米印のところで、このようなことをすると競争をゆがめるのではないかというような御指摘だったかと思います。原則論に立ち返ると、先生のおっしゃるとおりかと思います。これは正直なところ、別に事業者問わず、そういうルールなんだから一律排除してもいいんじゃないかというような考え方が私どもとしてもベーシックなところではございます。

ただ、一方でやはり交付金を最小化するということも考えていかなければならない中で、仮にNTT東西さん以外の地域の事業者さんがやったほうが効率が非常によくて、交付金も規模を抑えられるという可能性があるんだとするならば、当然ながら交付金を抑えるという観点で、そのような部分を検討する余地はあるのではないか、そのように今回御提案させていただきました。

ただ、やはり原則論としましては、本来ここの部分は、どの事業者であっても、もともとは赤字の一部を補塡するという性質ですので、一律で切るのが大原則だとは考えておりますので、私どもとしましても、そこを特例として認めるべきとまでは、まだそこまでは言い切れず、検討の余地があるのではないかというところで、そのような議論の俎上に上げることはよろしいんじゃないかということで、このような記載をさせていただきました。

以上でございます。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。今の御回答に対するリアクションについては後ほどいただくこととして、関連する御質問を関口主査から頂戴しておりますので、関口主査から御質問をたしか２点いただいておりますけれども、先に春日先生の関連の御質問について御発言いただいてよろしいでしょうか。

【関口主査】

関口でございます。NTTドコモ様からのプレゼンの中でも、６枚目のところでこれに該当する御意見を賜っておりまして、ドコモ様はこれから慎重審議をするという趣旨の黄色のところの御発言なので、同様の質問についてどのようにお考えかをお聞かせ賜れば幸いでございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、ドコモの福山様、よろしくお願いいたします。

【NTTドコモ】

関口先生、御質問いただき、ありがとうございます。御質問の趣旨が正確に理解できているかというところはありますけれども、やはりこの制度というのは、支援の必要性と、あと負担事業者であるとか、転嫁されている利用者の皆さんの負担のバランスというところを十分に配意しないといけないと思っていまして、ここで範囲を検討すると申し上げていますのは、まさに負担金とのバランスを重視しているところでして、例えば対象範囲を拡大し過ぎてしまって負担金が増え過ぎてしまいますと、やはりほかの負担の重荷が大きくなってしまいますので､そこのバランスを十分に検討していく必要があるという趣旨で、こういった発言をさせていただきました。

以上となります。

【関口主査】

ありがとうございます。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。

それでは、関口主査のほうから、最初にいただいた御質問は沖縄県様へのものですので、御発言をお願いいたします。

【関口主査】

関口でございます。沖縄県様の11枚目の資料のところで、課題２というところの、今投影されている３番目の矢羽根のところでございますが、最終的な島の中のサービス提供は民間なんだけれども、公設で海底ケーブルを敷設した場合に、この海底ケーブルについて民間移行したいといっても、そこは支援対象外になってしまうのではないかという御意見は、これは１つの要望として私は理解しているんです。

矢羽根の２番目までのところで、一般支援区域と特別支援区域が混在してしまう、特に島嶼部の場合には、居住エリアが沿岸地域に限定されているケースが圧倒的に多いわけで、山間部の人口がまばらなところが特別支援地域になっていて、人口が密集しているところは一般支援地域になってしまうというケースが多々存在しているわけです。この場合に、実際のコストの全額が補塡されないで、一般支援地域である分だけ案分して除外されてしまうのが問題だという御指摘についての御要望が今の黄色いところだと思っております。従って、公設海底ケーブルの民間移行についても考慮すべきであるというのはちょっと違う内容だと思っておりましたので、そこは別途の御要望のように、こちらが解釈した解釈でよろしいのかどうかについて御意見を賜れれば幸いでございます。

以上です。

【大谷主査】

それでは、沖縄県の方、いかがでしょうか。

【沖縄県】

沖縄県、大城です。まさしく関口先生のお話にあるとおり、我々としてはそのように考えております。今回、海底ケーブルが公設で、島の面整備が民設ということもありまして、これが対象外となるのが非常に懸念されるところをどう表現するかというのが難しかったので、今回、時間の制約もあって１つにまとめてしまいましたが、別の要望と受け入れて

いただいて結構だと思っております。

以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。よく分かりました。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。それでは、先ほど春日委員、三友委員から御質問いただいたことについて各事業者様から御回答があったところですけれども、御回答内容に重ねて、さらに御質問あるいはコメントをされるようでしたらいかがでしょうか。

春日先生、いかがでしょうか。

【春日専門委員】

春日でございます。御説明どうもありがとうございました。両社さんともに一定の合理性がある御主張が結構含まれているということで理解をいたしました。

これからの検討になりますけれども、今後やっぱり御指摘いただいたとおり、費用が膨らまないようにする、それはひいては国民負担にもつながってしまうところですので、そこは重要な視点かなと理解しました。今後その点を注意しながら委員会を進めていければと感じました。

以上でございます。

【大谷主査】

併せてコメントもありがとうございました。

三友委員はいかがでいらっしゃいますか。

【三友構成員】

御回答ありがとうございました。御回答いただいた内容は、もっともだと私も理解いたしました。確認の意味で御説明をお願いしたんですけれども、交付金額をどうする、どのぐらいになるかというのが今まだ分からない状況で、KDDIさんの御主張は、一種と二種を別々じゃなくて一体として考えるべきだと、それが未来志向だという御説明でございまし

た。まさにそのとおりだと思うんですけれども、ただ、概念としては分かるんですけど、なかなか具体的にどうするのかというのは難しいのかなというのがあったものですから、もし何かお考えがあればと思ってお伺いした次第でございます。

それから、山田さんに御質問させていただいた内容も、地域の通信事業者にもう少しインセンティブになればという意味では大変重要な御提案だと私も思っております。ただ、経済学的に言うと、やはり競争条件がゆがむというのは現実でありまして、非対称的な規制をどこまで許容するのか、あるいはもしするのであれば、何かしらの理由づけが必要だなとは思った次第です。ありがとうございました。

【大谷主査】

コメントをいただきまして、ありがとうございました。ほかの方からも御意見、御質問を頂戴したいと思います。チャット欄への御記入がまだないようですけれども、どなたからでもよろしくお願いいたします。

それでは、岡田委員、よろしくお願いいたします。

【岡田委員】

御説明ありがとうございました。成城大学の岡田です。御発表の内容、大変参考になりました。ありがとうございます。私からはKDDIさんとソフトバンクさんに１つずつ御質問したいんですが、KDDIさんの資料だと12ページで、今後の運用状況を踏まえた見直しということで、課題の一例ということで御指摘をいただいています。また、ソフトバンクさんの資料の16ページの、今後考慮すべき事項と結構共通点がある、同様の御指摘をされている、実際にユニバ制度を回していくときにすぐ直面する課題でもあるなと感じました。

とすると、今後この制度の施行では、様子を見ないと分からない面もあるという御指摘もあったのですが、どういうタイムラインでこの制度の逐次的な見直しを行っていくべきかという点について御意見があればぜひ伺いたい。これは割と緊急を要するようなことなのか、そういう意味での御指摘なのか、それともやはり施行して少し様子を見てから、問題点が浮かび上がってからこの制度の見直しを考えていくべきとお考えなのか、この辺りの感触などをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

【大谷主査】

御質問ありがとうございます。続いて藤井委員からも、挙手というか、発言希望をいただいておりますので、まず御質問をまとめてお伺いしたいと思います。御質問というか、コメントかもしれないんですけど、続けていただいて、その後でKDDI様、ソフトバンク様に御回答いただきたいと思います。

それでは、藤井先生、よろしくお願いいたします。

【藤井委員】

藤井でございます。私は事業者ではなくて沖縄県さんに質問したいので、ちょっと観点が違いますが、質問させていただきたいと思います。８ページですか、「光ファイバ網未整備地域の事業化に向けた取組」というところで、この２つの島に関しては事業化が難航しているというお話を伺いました。それで、ここは光ファイバも引かれてないので、本来ならブロードバンドユニバでしっかり対処すべき対象なのにうまくいかないということで、ここでは維持費用のところが課題になっているかと思われますが、維持費用をブロードバンドユニバでは負担できないような構造になってしまうようなものなのかどうかというところを教えていただければと思います。

もう１点ありますが、ワイヤレス固定電話のところで、こういう未整備エリアは、その中でも携帯電話はサービスエリアになっているというお話があったかと思うのですが、この島は衛星など光ファイバとは別な回線を使ってのサービスを行っているのかどうかというところを教えてください。

あともう１点、同じ14ページの、ワイヤレス固定電話のところで、無線通信が天候に左右されやすいというところが書いてあるかと思うんですが、天候で携帯電話の速度が変わるというのはあまり聞いたことがないのですが、台風のときに不安定になるとかそういう実例があるのかどうか、この辺りを教えていただければと思います。

私からは以上でございます。

【大谷主査】

御質問ありがとうございました。それでは、まずKDDI様、ソフトバンク様に御回答いただきまして、その後に沖縄県様から御回答いただきたいと思います。

山本さんからよろしくお願いいたします。

【KDDI】

KDDI、山本です。岡田先生、御質問ありがとうございます。今、画面で表示していただいているとおり、課題の一例をお示ししているところですが、細かい内容についてはソフトバンクさんから御説明されたこととほぼほぼ問題意識は同じでございます。御質問のタイムフレームといいますか、どのタイミングでということでございますけれども、スライドにも書かせていただいているとおり、まず通年で一巡する必要はあるのかなと思います。まず１年間やってみて、関係する事業者が、当然弊社だけではなくて、例えばケーブルテレビ事業者さんですとかMVNO事業者さんですとか、かなり多数の事業者が制度の運用に携わっておりますので、まずは１年間回したものを踏まえた上で、具体的な声を総務省様のほうで取りまとめていただいて、その課題が明確になってから、じゃ、どうするのかと。これは１年待たずに途中でやってしまうと、さらに混乱が出てくるのかなと思いますので、弊社とすれば、少なくとも通年で最低１年は様子を見た上で、その時点で具体的に出てくる問題を改めて御議論いただいて、見直していくということを考えております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、山田さん、お願いいたします。

【ソフトバンク】

ソフトバンクの山田です。岡田先生、御質問ありがとうございます。我々としては、できるだけ速やかに御検討をお願いしたいというのが正直なところです。今回のユニバーサルサービスの見直し、もともとの諮問の時点から４段階に分かれて、答申の希望する時期が設定されていて、今はまさに三次答申に向けてですか、秋に向けての答申の中身を整理していると理解しており、我々の理想としては、秋までの中で負担金の話も全部整理して、来年度から運用というのが理想ではあります。ただ当然ながら、そこはいろいろ詰めなければいけないことがあるかと思いますので、その辺りは気持ちとしてはそうではありますけれども、できるだけ早く回していただきたいというところです。

私もいろんな制度を見たり、ユニバーサルサービスについてもずっと見ていますけれども、今回のこの制度はあまりに複雑過ぎる運用で、これは相当大変だと思います。事業者もそうなんですが、恐らく総務省さんであるとか支援機関も相当負荷がかかっていると思

いますので、受益を正確に測るというところでは、いろいろと理解できる部分もあるんですけれども、やはり簡素性であるとか検証可能性であるとか、今はその辺りとのバランスが求められる状況かなと考えておりますので、できるだけ早期の議論、結論を期待しております。

以上です。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。岡田委員、今の御回答で大丈夫でしょうか。

【岡田委員】

感触としてよく分かりました。ありがとうございます。今後の議論の参考にさせていただければと思います。

【大谷主査】

ありがとうございます。同様のコメントはドコモ様の10ページのところでも触れられておりまして、業務負担などへの配意といったことについて御意見をいただいていたと思います。参考にさせていただきたいと思います。

では続きまして、藤井先生からの御質問に沖縄県様から御回答をお願いいたします。

【沖縄県】

御質問ありがとうございます。まず１点目が、BBユニバ交付金で賄えないぐらいのものなのかについてなんですけど、資料でも提示させていただいておりますけれども、令和７年度、BBユニバ交付金の開始を受けて、少しそこに期待していたというのもあるんですけれども、地元と整備費用に係る国庫補助事業、ユニバの交付金、あと自治体でどのぐらい持てるかという事業スキームを検討していたところですが､事業者さんとお話しする中で、ユニバ交付金の見込みがそういただけそうになかったというのもあって、事業化するには相応の費用がかかるということで御理解いただけたらなと思います。

それと、電波の件でございますが、沖縄本島と近距離にはあるんですけれども、そもそも基地局が１局しかないということと、本島と両島間が無線通信となっておりまして、また、両島内の携帯基地局、地元のほうから雨天時に学校現場の通信がよくないというよう

なお話も聞こえてきていますというのがあったので、やはり有線のほうが、地元の要望はとても強いという状況になってございます。

以上、３点お答えしております。

【大谷主査】

ありがとうございました。藤井先生、いかがでしょうか。

【藤井委員】

ありがとうございます。ちょっと確認なんですが、この島は基地局はあるのだけど、基地局のバックホール回線で本島とつないでいるという部分が無線という話ですかね。

【沖縄県】

はい、そのようになります。

【藤井委員】

承知しました。そこの部分が安定性が悪くなるというところですね。それであれば可能性はあるかと思いました。ありがとうございました。

【大谷主査】

丁寧な御回答をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、今回、６者のヒアリングに御協力いただきまして、誠にありがとうございました。時間の関係もございまして、多くの方に御発言の機会がないままになってしまいまして、私のほうでの運営の仕方に問題があったかと思います。申し訳ございません。追加での御意見、御質問が皆様おありだと思いますので、ぜひ事務局にメールでお寄せいただきまして、本日発表された皆様には別途御回答いただくということでお願いさせていただきたいと思います。事務局におかれましては、後ほど皆様へ期限などをお伝えいただければと思います。

それでは最後に、次回会合の日程につきまして、事務局から御案内をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。次回会合の日程につきましては、後日、事務局より御連絡を差し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

【大谷主査】

それでは、以上をもちまして、第51回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第８回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ合同会合を終了させていただきます。本日も闊達な御議論、それからプレゼンテーションの準備など、ありがとうございました。

以上